

北九州市地域クラブ認定要綱(最終案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校部活動に代わりうる活動として、スポーツ・文化芸術活動を実施する地域団体等(以下「地域クラブ」という。)の公認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公認の定義)

第2条 この要綱において公認とは、北九州市教育委員会事務局(以下「教育委員会」という。)が地域クラブを認定し、公認資格を付与することをいう。

(北九州市地域クラブの定義)

第3条 この要綱において、教育委員会が公認した地域クラブを北九州市地域クラブという。

(北九州市地域クラブの要件)

第4条 北九州市地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 北九州市の中学生が自由に参加できるクラブであること。
- (2) 活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (3) 営利を目的とした運営でないこと。
- (4) 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (5) 教育委員会が定めた「北九州市 学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守して活動すること。
- (6) 以下の要件を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ア 目的が記載されていること。
 - イ 入退会について記載されていること。
 - ウ 会費について記載されていること。
 - エ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。ただし、監事が代表、副代表、事務局または会計を兼ねることはできないものとする。
(ア)代表 (イ)副代表 (ウ)会計 (エ)事務局 (オ)監事
 - オ 総会について記載されていること。
- (7) 教育委員会が主催する、ガイドラインを使った指導者研修(以下「指導者研修」という。)を受講した役員または指導者が指導に携わること。
- (8) 次に掲げる学校部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗・成績などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
 - ア 学校部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。

イ 学校部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

- (9) 学校管理下の怪我等に適用される災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に参加すること。
- (10) 生徒の安全管理と事故防止に努め、体罰・不適切な言動・ハラスメント等の行為は人権侵害行為であり、断じて許されないことを認識して適切な指導を行うこと。
- (11) 過度の練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことなどを正しく理解して指導すること。
- (12) 生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるように、勝利至上に偏ることなくガイドラインに準じた休養日及び活動時間を設定するなど、短時間でも効果が得られるように工夫して指導すること。
- (13) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、適宜水分補給や休息時間等をとって、適切な指導内容や練習時間を設定すること。
- (14) 施設管理者と連携して用具や施設の点検を常時行い、保護者や医療機関等への連携体制の整備を行うなど、危機管理及び生徒の安全確保に万全を期すること。
- (15) 大会等に参加する場合は、主催者の求めに応じて、大会等の運営に協力すること。
- (16) 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。

(公認の申請)

第5条 公認を受けようとする地域クラブの代表者は、北九州市地域クラブ認定申請書(様式第1号)、北九州市地域クラブ認定要件確認書(様式第2号)、規約又は会則、及びその他クラブの概要がわかる資料を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、活動の内容を審査するため、前項の申請書のほか、必要な資料の提出を求めることができる。

(認定の決定)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、第3条に規定する基準に適合するか審査し、公認の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により、北九州市地域クラブを公認した場合には、北九州市地域クラブ公認通知書(様式第3号)により、当該認定申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による公認に際し、条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定により、北九州市地域クラブの公認を不認定した場合には、北九州市地域クラブ不公認通知書(様式第4号)により、当該認定申請者に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定により、北九州市地域クラブの公認を認定した場合には、市HPにて、クラブ名や活動場所、活動時間、会費等を公表するものとする。

(認定の取消)

第7条 教育委員会は、北九州市地域クラブが、第4条に揚げた条件のいずれかに違反し、又は次に掲げるいずれかに該当すると認められ、市が改善の勧告やその他指示をした後、一定期間(1か月程度)を経ても改善が見られないときは、取消通知書(様式第5号)により、当該公認を取り消すことができる。

- (1) 本来の目的から逸脱しているとき
- (2) 地域クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- (3) その他、地域クラブ活動を継続することが不相当と認められるとき

(危険負担)

第8条 北九州市地域クラブは、その責任において活動を行うものとし、教育委員会に一切の負担をかけないこととする。

- 2 北九州市地域クラブの活動またはそれに関連したことにより、第三者から教育委員会に対し損害賠償請求がなされた場合は、北九州市地域クラブにおいて解決にあたるものとし、もし教育委員会が賠償責任を支払ったときは、教育委員会は、北九州市地域クラブに対して補償を求めることができる。

(運営費用負担)

第9条 北九州市地域クラブの活動に必要な費用は、北九州市地域クラブにおいて負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、北九州市地域クラブの公認に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

- 2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、北九州市地域クラブと教育委員会で協議のうえ決定するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(読み替え)

- 2 この要綱が施行された後、指導者研修を実施するまでの間に公認の申請があった場合は、第4条第7号の規定中「受講した」とあるのは「受講予定の」と読み替えるものとする。

様式第1号

年 月 日

北九州市地域クラブ認定申請書

北九州市教育委員会
生徒指導課 御中

団体名
代表者(自署)

様式第2号の北九州市地域クラブ認定要件を確認し、下記のとおり北九州市地域クラブの認定を申請します。

記

- 1 団体・クラブ名
- 2 代表者名
- 3 指導者・資格等
- 4 代表連絡先
- 5 住所
- 6 活動種目名
- 7 活動内容
- 8 募集対象
- 9 活動場所及び活動時間
- 10 月会費、用具費用などの保護者負担

様式第2号

北九州市地域クラブ認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

【組織に関すること】

- ☐ 北九州市の中学生が自由に参加できるクラブであること
- ☐ 活動拠点は原則として北九州市内の施設とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと
- ☐ 営利を目的とした運営でないこと
- ☐ 持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること
- ☐ 教育委員会が定めた「北九州市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を遵守して活動すること
- ☐ 以下の要件を満たす規約又は会則を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること
 - ・ 目的が記載されていること
 - ・ 人退会について記載されていること
 - ・ 会費について記載されていること
 - ・ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること
 - ① 代表 ② 副代表 ③ 会計 ④ 事務局
 - ⑤ 監事(代表、副代表、会計、事務局を兼ねることはできない)
 - ・ 総会について記載されていること
 - ・ 生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと
- ☐ 教育委員会が主催する、ガイドラインを使った指導者研修を受講した役員または指導者が指導に携わること